

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

企 業 局

○企業局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	一
○企業局公印規程の一部を改正する管理規程	二
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程	二
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程	四
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程	四
○企業職員の自己啓発等休業に関する規程	四
○企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正について	六

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号
企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

企業局組織規程の一部を改正する管理規程

企業局組織規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十号とし、第二十七号から第二十九号までを六号ずつ繰り上げ、第二十三号の次に次の三号を加える。

二十四 地域整備事業に係る経営の基本計画に関すること。

二十五 地域整備事業に係る施設の整備及び資産の運用に関すること。

二十六 地域整備事業に係る貸付けに関すること。
第四条中第三十号を第二十七号とし、第三十一号を第二十八号とする。
第六条中「次の」を削り、「地方機関」の下に「として広域水道事務所」を加え、同条各号を削る。
第八条を次のように改める。
第八条 削除
第十二条第一項中「組織を」を「組織に」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公営事業課長が指定する課長補佐(総括担当)は、別表第二公営事業課長の専決事項の項に定める事務のうち別表第三に掲げる事務を専決することができる。

第七条第二項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第十一条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

附則第三項を削る。

別表第一仙台用地造成事務所長の項を削り、同表大崎広域水道事務所長、仙南・仙塩広域水道事務所長及び工業用水道事務所長の項中「、仙南・仙塩広域水道事務所長」を「及び仙南・仙塩広域水道事務所長」に改め、「及び工業用水道事務所長」を削り、同項第一号中「(工業用水道事務所長を除く。)」を削り、同項第二号中「(仙南・仙塩広域水道事務所長を除く。)」を削る。

別表第二局長の項第一号二中「カ」を「タ」に改め、同号中ムをオとし、ワからラまでをヨからウまでとし、ヲをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 本局の次長及び課長(これに相当する職を含む。)の職にある職員の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し

別表第二局長の項第一号ルの次に次のように加える。

ヲ 本局の次長及び課長(これに相当する職を含む。)の職にある職員の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

別表第二公営事業課長の項第一号へ中「承認及び」を「承認並びに」に改め、同号中力をタとし、リからワまでをルからヨまでとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

又 職員（本局の課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある職員及び地方機関の所長の職にある職員を除く。）の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し
別表第二公営事業課長の項第一号中トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 職員（本局の課長（これに相当する職を含む。）の職以上の職にある職員及び地方機関の所長の職にある職員を除く。）の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し
別表第三第三号口を次のように改める。

口 普通文 企公第 号 公営事業課

大水第 号 宮城県大崎広域水道事務所

仙水第 号 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

公営事業課長の指定する課長補佐

- 一 一件三百万円未満の支出を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の支出負担行為
- 二 一件三百万円未満の支出負担行為に係る支出命令

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局公印規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局公印規程の一部を改正する管理規程

企業局公印規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び企業職給料表(三)」を「から企業職給料表(四)」に改め、同項第三号中「企業職給料表(三)」を「企業職給料表(四)」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「企業職給料表(二)」を「企業職給料表(三)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 企業職給料表(二) 広域水道事務所に勤務し、水質等の検査及び分析に従事する職員に適用する。
第一条第三項中「第二条第三項」を「第二条第四項」とし、同条第四項中「行政職給料表の」の下に、「同項第二号に規定する給料表は同条例別表第五の口に規定する医療職給料表(二)」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条第一項の表を次のように改める。

区 分	支給される職員の範囲	支給額
特殊現場等作業手当	公営事業課、大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所に所属する職員で次に掲げる工事現場等において、測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した職員 一 地表又は水面からの高さ十メートル以上の建築工事、えん堤工事、橋梁工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で企業局長が定めるもの 二 トンネルの掘削工事の現場 三 地表からの深さ十メートル以上の現場（企業局長が定めるものに限る。） 四 前各号に掲げる工事現場等以外の工事現場等で企業局長が認めるもの	業務に従事した日一日につき七百五十円（業務が夜間（午後五時十五分から翌日の午前八時三十分までの間をいう。）において行われた場合にあつては、九百五
用地買収等業務手当	公営事業課、大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所に所属し、土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査若しくは交渉の業務に従事する職員で企業局長が定めるものに従事した職員	業務に従事した日一日につき七百五十円（業務が夜間（午後五時十五分から翌日の午前八時三十分までの間をいう。）において行われた場合にあつては、九百五

<p>有害物等取扱手当</p>	<p>大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所に所属する職員で、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一から別表第三までに規定する毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の発生を伴う業務又は毒劇物若しくは放射性物質を内蔵する精密機器を用いて行う検査若しくは分析の業務に従事した職員</p>	<p>十円）とする。</p>
<p>災害応急作業等手当</p>	<p>大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所に所属する職員で次に掲げる作業に従事した職員 一 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを勧告され、若しくは指定された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督その他局長が定める作業 二 前号に掲げるもののほか、企業局が管理する公共土木施設等で企業局長が定めるもの又はその周辺において異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（企業局長が定める場合に限る。）に行う巡回監視又は応急作業等</p>	<p>業務に従事した日一日につき三百円とする。</p> <p>一 中欄第一号に掲げる作業に従事した日一日につき九百円とする。 二 中欄第二号に掲げる作業に従事した日一日につき、職員の職務の級及び作業の種類に応じた次に掲げる額とする。</p> <p>(一) 巡回監視 企業職給料表 (一) 四級以上又は企業職給料表(一) 四級以上の職務にある職員にあつては六百円、 企業職給料表(一) 二級及び三級又は企業職給料表(二) 二級及び三級の職務にある職員にあつては四百八十円、 企業職給料表(一) 一級、 企業職給料表(一) 一級及び企業職給料表(二) 各級の職務にある職員にあつては</p>
		<p>三百五十円とする。</p> <p>(二) 応急作業等 企業職給料表 (一) 四級以上又は企業職給料表(一) 四級以上の職務にある職員にあつては九百円、 企業職給料表(一) 二級及び三級又は企業職給料表(二) 二級及び三級の職務にある職員にあつては七百三十円、 企業職給料表(一) 一級、 企業職給料表(一) 一級及び企業職給料表(二) 各級の職務にある職員にあつては五百三十円とする。</p> <p>三 前二号の規定にかかわらず、次に掲げる場合における中欄各号の額の額は、次に定める額とする。ただし、同一の日において(一)及び(二)に掲げる場合に該当するときにあつては、(二)に定める額を中欄各号の額の額とする。</p> <p>(一) 中欄第二号の作業が日没時から日出時までの間に行われた場</p>

別記様式(第3条関係)

自己啓発等休業承認申請書

公営企業管理者 殿

(所属長終由印)

所 属

自己啓発等休業承認申請書

氏 名

印

1 申請の区分 自己啓発等休業(2及び3に記入) 期間の延長(2及び4に記入)

2 自己啓発等 内容

大学の名称 (所在地)

[]

3 申請期間

延長の期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

受理年月日

年 月 日

職

氏 名

印

決 裁 欄

承 認

不 承 認

印

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第四条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第五条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令の交付)

第六条 公営企業管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

一 職員の自己啓発等休業を承認する場合

二 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

三 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(報告等)

第七条 第三条第二項の規定は、報告について準用する。

2 公営企業管理者は、自己啓発等休業をしている職員から報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

5 備 考

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) 「履修の内容」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- (3) 「活動の期間」欄には、「青年海外協力隊」「ボランティア」等を記入する。
- (4) 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- (5) 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- (6) 該当する にはシ印を記入すること。

任命権者記入欄

○宮城県企業局告示第一号

昭和六十年宮城県企業局告示第三号（企業局の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸男

表中工業用地等造成事業の項を削る。